

請 願 文 書 表

令和6年6月10日配付

議会運営委員会付託

百条委員会の設置を求める件

- 1 受理番号 第19号
- 2 受理年月日 令和6年6月3日
- 3 紹介議員 小西 ひろのり 庄本 えつこ 丸尾 まき
橋本 けいご

4 請願の要旨

3月12日に、前西播磨県民局長が知事や幹部の違法行為を訴える告発文を報道機関などに送付された。齋藤知事は3月27日の記者会見で「事実無根」と批判し、前県民局長を解任した上で内部調査を実施した。また、5月7日の記者会見では、人事当局が「文書に根拠がなく、誹謗中傷に当たる」と認定し、前局長を停職3ヵ月の懲戒処分にした。

一方、告発文に出てくる産業労働部長は昨年8月に、加西市の企業からコーヒーメーカーなどを受け取り、知事に返却を指示されたにもかかわらず、今年3月まで放置していた。ところが、産業労働部長は訓告の処分である。前局長との懲罰の軽重の理由について、県民には何の説明もない。

また、兵庫県は公益通報の制度が外部になく、4月4日に前県民局長が公益通報制度を利用して通報されているが、果たして客観的、公平、公正に調査が行われるのか不安である。

第三者委員会の設置とともに、県議会として百条委員会を設置し、客観的、公平、公正に調査が行われるようお願いする。

よって、下記事項について要望する。

記

- 1 兵庫県議会に百条委員会を設置すること。

「元県民局長の文書問題の内容調査」に関する動議

下記のとおり元県民局長の文書問題の内容調査に関する動議を提出します。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ・令和 6 年 3 月 12 日付け元県民局長の文書に記載されている 7 項目の内容の真偽に関連する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び兵庫県議会委員会条例第 4 条の規定により、委員 15 人からなる文書問題調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会の調査は、令和 6 年 6 月 13 日から調査終了までとし、閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

5 調査経費

本調査に要する経費は、500 万円以内とする。

令和 6 年 6 月 13 日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛 様

提出者 兵庫県議会議員